

通学区域の見直し等について

－東愛宕小学校及び西愛宕小学校並びに多摩第二小学校の通学区域の一部の見直し等－

(答申)

平成21年12月28日

多摩市立学校の一定規模及び適正配置等に関する審議会
(第3期)

目次

| | | |
|-----|---------------------------------|---|
| I | 答申にあたって | 1 |
| II | 諮問に対する審議会の考え方 | |
| 1 | 東愛宕小学校及び西愛宕小学校を統合することについて | 4 |
| 2 | 統合年度について | 4 |
| 3 | 統合新校の位置について | 5 |
| (1) | 一定規模の確保の観点 | 5 |
| (2) | 通学距離及び安全確保の観点 | 5 |
| (3) | 地域コミュニティの観点 | 5 |
| (4) | 1中複数小の確保 | 5 |
| (5) | 学校施設の活用 | 5 |
| (6) | 魅力ある学校づくりの観点 | 6 |
| 4 | 隣接する多摩第二小学校の通学区域について | 6 |
| 5 | 中学校の通学区域について | 6 |
| 6 | 統合新校の教育を充実する施策について | 7 |
| (1) | 人的支援の充実等 | 7 |
| (2) | 特別支援教育のさらなる充実 | 7 |
| (3) | 連携教育の推進 | 8 |
| (4) | 施設・設備の整備 | 8 |
| (5) | 放課後の居場所づくり | 8 |
| 7 | 留意事項 | 8 |
| (1) | 通学上の安全確保 | 8 |
| (2) | 継続的な教育内容の充実 | 8 |

資料

| | | |
|-------|-------------------------------------|-----|
| 資料 1 | 多摩市立学校の一定規模及び適正配置等に関する審議会委員名簿 | 1 1 |
| 資料 2 | 多摩市立学校の一定規模及び適正配置等に関する審議会条例 | 1 2 |
| 資料 3 | 多摩市立小・中学校の一定規模及び適正配置等の基本方針 | 1 4 |
| 資料 4 | 通学区域の見直し等について（諮問） | 2 0 |
| 資料 5 | 多摩市立学校の一定規模及び適正配置等に関する審議会開催経過 | 2 2 |
| 資料 6 | 多摩市立小・中学校児童・生徒数、学校数の推移 | 2 4 |
| 資料 7 | 多摩市立小・中学校児童・生徒数、学級数（平成21年度） | 2 5 |
| 資料 8 | 児童数・学級数の推移（対象校） | 2 6 |
| 資料 9 | 多摩市立小・中学校児童・生徒数、学級数の推計 | 3 0 |
| 資料 10 | 学校の統合による児童数・学級数の推計 | 3 2 |
| 資料 11 | 意見の整理表 | 3 3 |
| 資料 12 | 東愛宕小・西愛宕小の比較表 | 3 5 |
| 資料 13 | 児童の総通学距離の比較（東愛宕小・西愛宕小） | 3 6 |
| 資料 14 | 児童の分布（東愛宕小・西愛宕小） | 3 8 |
| 資料 15 | 通学区域・通学路図（対象校） | 3 9 |
| 資料 16 | 多摩市立小学校通学区域図 | 4 0 |

I 答申にあたって

諮詢を受けて

本審議会は、平成21年5月22日、多摩市教育委員会（以下「教育委員会」という）から「多摩市立小・中学校の一定規模及び適正配置等の基本方針（以下「基本方針」という）」に基づき、愛宕地区等の学校の通学区域の見直しについて諮詢を受けた。

審議経過

本審議会は、多摩第二小学校の委員が欠員の中、今回初めて区域代表委員にオブザーバー制を取り入れ、東愛宕小学校及び西愛宕小学校の統合について審議を行なった。両校の特色や課題を整理した後、委員間で目標を共有するため、「どのような子どもを育てたいか」、「どのような学校にしていきたいか」等を協議し、「思いやり、優しさがあり、正しい判断ができ、社会性・向上心が豊かな子」を育てるここと、「『知・徳・体』の人間形成の基礎を養い、魅力ある学校」していくことなどで一致した。次にそれらの実現に向けた施策例が学識委員から提供され、主に人的支援や特別支援教育の充実などについて審議した。教育委員会に見解を求めたところ、人的支援及び特別支援教育共に積極的な姿勢が示された。そのことを受け、本審議会は、東愛宕小学校及び西愛宕小学校を統合し、魅力ある学校をつくり児童を増やしていく方向性を仮確認した。

続いて、多摩第二小学校の通学区域を変更し、統合新校の通学区域とすることについてを議題とした。当該校保護者代表が参考人として審議会に出席し、意見聴取を行ったところ、「凍結」という意思が示された。通学区域の弾力的運用の可能性について検討を行なった結果、多摩第二小学校の通学区域の変更は当該委員が不在の中で深い議論は難しいとの方向が出された。

また、その経緯の中、西愛宕小学校及び東愛宕小学校の委員から、保護者に対し審議会の現在の検討状況について説明をしてほしいとの要望があり、事務局が両校で説明会を開催した。説明会では、学校を統合する上での意見や一定規模に満たない統合には反対との意見があったことをふまえ、審議会として、東愛宕小学校及び西愛宕小学校を統合するか、現状維持とするかを審議した結果、一方の該当校の委員を除く委員全員から統合の方向性が出された。その際当該委員から、東愛宕小学校及び西愛宕小学校のみの統合には同意できないとする陳情書を提出したいとの発言があった。

審議会では、その次の会議で陳情書の内容を意見要望として議題とし、当該委員が辞

任する中で当該校の保護者代表が参考人として出席し、意見聴取した後、委員間で意見交換を行なった。結果、その意見要望の主旨を答申書に生かしていくことを確認した。

その後、統合年度について審議した結果、通学区域の見直しについて保護者・地域への説明や理解を得る期間、また施設改修の時期と予算措置の関係等を考慮し、諮問の統合予定年度より延期するとともに一定の幅をもたせるものとした。

次に統合新校の位置について、諮問及び「基本方針」に定められた“適正配置の考え方”をふまえて審議した結果、“一定規模の確保”など六つの観点から、新校の位置についての考え方を示し、本答申をとりまとめたものである。

審議を振り返って～総括～

今回の審議を振り返ってみると、本審議会は一貫して子どもたちのために、どうしたらより良い教育環境を創ることができるかを議論してきた。特に、多摩第二小学校の通学区域の変更は今後の課題とする中で、愛宕地区の学校の「一定規模」、「適正配置」をどう確保するかは、大変難しいテーマであった。

それだけに審議会運営では多数決は行わず、各委員が議論を重ねる中で、可能な限りそれぞれの立場の違いを乗り越え、合意形成に努めた結果、統合という方向性をまとめる一方、異なる意見も織り込む形で答申することとした。

審議の過程においては、毎回会議に駆け付けた保護者委員のオブザーバーの方々や、熱心に傍聴を続ける市民がいらしたこと、急きょ開催した保護者説明会にも多くの方々が出席され、その発言内容等から、保護者の皆さんが学校や地域の関係者とともにこれまで築き上げてきた今日の母校に対して誇りをもち、強い愛着を抱いておられることが痛切に感じられた。

今後の取り組みに向けて教育委員会への要望

今後は、本答申をもとに教育委員会が通学区域の見直しを審議・決定していくことになるが、通学区域の見直しにあたっては、保護者や地域の理解と協力が不可欠であるので、教育委員会はこれらの関係者と十分協議し、調整を図りながら進めていくことを強く望むものである。

今回の愛宕地区の見直しで、平成17年9月に定めた「基本方針」における当面の多摩市全域レベルでの通学区域見直し対象校は一区切りとなる。愛宕地区の見直し審議の経験から、今後の多摩市における学校のあり方については、これまでの「一定規模」重

視から「適正配置」にも重きを置き、あらためて多摩第二小学校を含めた全市的な見直しが検討課題であることを提言する。

また審議会運営の点で、参加されてない多摩第二小学校の保護者と面談し、意見を伺う予定であったが当該代表者が参考人として審議会に出席し、意見を述べたことはその後の審議に資するものであった。一方、西愛宕小学校保護者からの陳情書に関し、会長として当該保護者と面談し、陳情書を意見要望として受け止め、その後の審議で陳情主旨が答申に生かされるよう努めたところであるが、西愛宕小学校の委員が審議の最終段階で辞任されたことは、大変残念に思っている。

最後に、愛宕地区の子どもたちにとって、統合してほんとうによかったと思えるよう、統合新校の魅力ある学校づくりに教育委員会は最善の努力をされるよう要望する。

多摩市立学校の一定規模及び適正配置等に関する審議会（第3期）

会長 帆 足 文 宏

II 詮問に対する審議会の考え方

教育委員会から諮問された事項について、以下のとおり本審議会の考え方を述べる。

1 東愛宕小学校及び西愛宕小学校を統合することについて

本審議会は、東愛宕小学校及び西愛宕小学校について、統合する必要があると考える。但し統合にあたっては、保護者・地域の理解が得られることや魅力ある新校を創設することを前提とする。

統合後の通学区域は、現在の東愛宕小学校及び西愛宕小学校の通学区域を合わせた区域とする。

【理由】

○両校は現在いずれも全学年単学級であり、今後も児童数が減少すると見込まれることから、より充実した教育環境を整備するため、また適正配置の観点からも統合する必要がある。

○子どもの成長・発達においては、より多くの子どもたちとの出会いや交流が必要である。

○両校ともますます小規模化していく中で、適正配置の観点からも、統合して愛宕地区に小学校を残すことが必要である。

○統合にあたってはその影響を考慮し、保護者や地域の理解を得ること、また該当校の保護者の中には、統廃合後の学校生活が現状より必ず良くなるという確信を得られないとの意見があったことなどもふまえ、人的支援の充実や施設改修など、ソフト・ハード両面にわたって「魅力ある新校づくり」を着実に行うことを前提とする。

2 統合年度について

東愛宕小学校及び西愛宕小学校の統合は、平成25年度、遅くとも26年度に行うものとする。

【理由】

○統合については保護者や地域への説明、理解を得るのに一定の期間が必要である。また、その後の統合新校の施設改修にあたっては、安全性等を考慮し仮校舎を使用して工事を行うこととするため、施設改修に係る予算措置や、統合に向けた諸

準備が必要なことなどから、平成25年度、遅くとも26年度とする。

3 統合新校の位置について

統合新校の位置については、教育委員会の諮問及び「基本方針」の適正配置の基本的考え方等をふまえ、次の観点を考慮すべきと考える。

(1) 一定規模の確保の観点

- 統合新校の児童をより多く確保するため、隣接する多摩第二小学校区等からも、学校選択制等で児童が通って来やすい配置を考慮する。
- 統合新校の児童の学区外通学をできるだけ防ぐため、児童が比較的多い学校、または児童分布が比較的高い地区の学校位置を考慮する。

(2) 通学距離及び安全確保の観点

- 子どもの負担や防犯・交通両面での安全確保等の観点から、通学距離はなるべく短く設定できるよう考慮する。具体的には、児童の最長通学距離のみならず全児童の総通学距離、高低差、道路の横断などを考慮する。
- 通学路となる歩道の整備状況や管轄、見通し、人通りや車の交通量、見守りなどについて、今後の環境整備を含めて総合的に考慮する。

(3) 地域コミュニティの観点

- 東愛宕小学校及び西愛宕小学校の通学区域は、市のコミュニティエリア上は、同一地区に属することから、地域コミュニティの観点では、いずれの学校位置でもそれほど差異はないと思われる。

(4) 1中複数小の確保

- 小・中学校の通学区域は交友関係や、地域との結びつきなどから整合性をもたせることが望ましく、1中2小が望ましい。今回の統合では、小・中学校の通学区域の関係は変更しないので、1中複数小の観点からは、東愛宕小学校及び西愛宕小学校いずれの学校位置も大きな差異はない。

(5) 学校施設の活用

- 今回の統合は、東愛宕小学校及び西愛宕小学校のいずれかの施設を活用する考えであり、現行の学校施設を活用する観点では、どちらの学校位置も大きな差異はない。学校の立地条件や施設・設備の整備状況、特別支援教室の設置状況、校舎と校庭のレイアウト等の面では、実際の活用にあたっての相違点があるので、こ

の点を考慮する。

(6) 魅力ある学校づくりの観点

○諮詢された「統合新校の教育を充実する施策」については、魅力ある学校づくり（後述）が必要と考えており、その中で「特別支援教育のさらなる充実」や、「小中の連携教育の推進」等を挙げている。魅力ある学校づくりの観点では、現在東愛宕小学校に設置されている通級学級や、今後設置が期待されている固定学級の設置場所、並びに小中連携教育を推進する上での中学校との連携のしやすさなどを考慮する。

4 隣接する多摩第二小学校の通学区域について

多摩第二小学校の通学区域の変更は、今回の見直し対象としないが、今後の検討課題とし、統合新校の一定規模確保に努める。

一方統合時においては、指定校変更の弾力的運用などにより、統合新校の一定規模の確保に努める。

【理由】

○多摩第二小学校の通学区域については、当該校保護者代表が審議会に参考人として出席し、「凍結」との考えを表明したことなどもふまえ検討した結果、今回の見直し対象としないが、統合新校の状況や多摩第二小学校の児童数の推計などを考慮して、今後の検討課題とする。

○隣接学区に在住の児童・保護者に対し、指定校変更の弾力的運用を図るなど、統合新校への通学を呼びかけ、一定規模の確保に努める。

5 中学校の通学区域について

上記4の考え方により、今後の検討課題とする。

【理由】

○中学校の通学区域の変更については、多摩第二小学校の通学区域の変更がある場合に検討が必要となる事項であり、多摩第二小学校の通学区域の変更は今後の検討課題としたことで、中学校も同様の扱いとする。

6 統合新校の教育を充実する施策について

統合新校は、推計では学年によって複数学級になる学年とならない学年が生じる。審議会としては、魅力ある統合新校を創り、他の学区からも児童が通ってくることを期待し、一定規模をめざすこととした。

また、該当校の保護者の中には、複数学級にならない統合は、現状の単学級における子どもの教育環境を、良くて現状を維持するのみで意義が感じられない、との意見があつたことなどもふまえ、具体的には、確かな学力の定着と個性の伸長や児童一人一人を大切にした教育など「魅力ある学校づくり」を着実に行うことが必要と考える。

(1) 人的支援の充実等

○統合新校の人的支援の充実については、東京都の統合支援策として教員の統合加配や、小1プロブレム対応加配などの導入に加え、市教育委員会は、愛宕地区の現状を考慮し、統合の結果として生じる財源等を活用し、市独自の人的支援としてピアティーチャーの充実配置に加えてさらなる人的支援充実策を講じる。そのことによって、複数学級に満たない低学年や人的支援を必要とする学年の複数担任制を実施することなどにより、子どもたちの教育環境の整備を図られたい。

○通年での少人数指導を実施し、子どもたちの学力向上を図られたい。

○教員の資質向上を図る上で研修は大変重要であることから、教員研修の一層の充実を図られたい。

○統合時における児童の心のケアについて、該当校の保護者の中には、自分の学校の文化を失うなど、子どもたちへの心理的な影響が大きいとの意見があつたことなどもふまえ、これまでの統合校同様、適応支援相談員等を派遣し相談体制の充実を図られたい。

(2) 特別支援教育のさらなる充実

○愛宕地区の現状を考慮し、特別支援教育をさらに充実するため、統合を機に当該地区に特別支援学級（固定制）の設置を検討されたい。

○特に配慮が必要な児童一人一人を大切にした支援を行うために、特別支援コーディネーターや特別支援教育ピアティーチャーの配置等とともに、充実した相談体制を確立されたい。

(3) 連携教育の推進

- 小・中間のギャップの解消のため、より一層小中連携教育を充実させる教育課程の編成や実施を検討されたい。

(4) 施設・設備の整備

児童が良好な学校施設で学習することができるよう統合新校について、次の事項に努められたい。

- 老朽化した施設を改修するとともに、エレベーター、スロープを設置してバリアフリー化し、安全で快適な教育環境を整備すること
- 地球温暖化対策に貢献し、環境教育や省資源に役立つ太陽光発電装置、屋上緑化、校庭芝生化（保護者・地域住民による管理組織の設置が前提）を整備すること
- きめ細やかな指導のための少人数指導教室を整備すること
- ゆとりある食事ができるランチルームを整備すること
- 明るくさわやかなトイレ、高齢者や車椅子使用者も利用できるトイレを整備すること
- 男女別更衣室を整備すること
- 地域活動やP T A活動の拠点となる居室を整備すること

(5) 放課後の居場所づくり

- 愛宕地区の現状をふまえ、子どもたちが安全に過ごせる放課後の居場所づくりを市全体の施策として位置付けること。

7 留意事項

(1) 通学上の安全確保

- 両校を統合する上で最も重要な課題の一つは、防犯・交通両面にわたる児童の安全確保である。教育委員会は、市の関係部局や警察等の関係機関、保護者・地域等と十分連携して、統合時までに必要な措置を確実に講じられたい。

(2) 継続的な教育内容の充実

- 統合後も継続的に教育内容の充実を図るよう努力されたい。